

女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ

女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

厚生労働省令を改正し、女性の活躍に関する情報公表項目を追加します。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。**

労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
A：以下の8項目から1項目選択 + B：⑨男女の賃金の差異（必須）*新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
C：以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から1項目選択
+
⑨の項目（必須）*新設

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

⑨男女の賃金の差異
（必須）
*新設



「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から1項目選択
※従来どおり

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区 分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。

※計算の前提とした重要事項を付記

（対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等）

自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用しましょう
「男女の賃金の差異」以外の情報を任意で追加的に公表できます

- 求職者等に対して、比較可能な企業情報を提供するという目的から、「男女の賃金の差異」は、すべての事業主が共通の計算方法で数値を公表する必要があります。
- その上で、「男女の賃金の差異」の数値だけでは伝えきれない自社の実情を説明するため、事業主の任意で、より詳細な情報や補足的な情報を公表することもできます。
- 自社の女性活躍に関する状況を、求職者等に正しく理解してもらうためにも、『説明欄』等を活用し、追加的な情報の公表をご検討ください。

任意の追加的な情報公表の例

自社における男女間賃金格差の背景事情がある場合に、追加情報として公表する。
例えば、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、前年と比べて相対的に賃金水準の低い女性労働者が増え、男女賃金格差が前事業年度よりも拡大した、など。

より詳細な雇用管理区分（正規雇用労働者を正社員、勤務地限定正社員、短時間正社員に区分する等）での男女の賃金の差異や、属性（勤続年数、役職等）が同じ男女労働者の間での賃金の差異を、追加情報として公表する。

契約期間や労働時間が相当程度短いパート・有期労働者を多数雇用している場合に、次のような方法で男女の賃金の差異を算出し、追加情報として公表する。

- 正社員、パート・有期労働者それぞれの賃金を1時間当たりの額に換算する

時系列で男女の賃金の差異を公表し、複数年度にわたる変化を示す。

- 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。
URL：<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



- 「男女の賃金の差異」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。
URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



- 一般事業主行動計画の策定等については、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

女性活躍推進 説明会・相談会 2022

女性が活躍する新たなステージへ

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等が、2022年4月1日から、常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の企業にも義務付けられました。

女性の活躍を推進することにより、多様な人材の確保、社員のモチベーション向上等、さまざまなメリットが期待できます。

本説明会では、何から始めればよいのか、また、どのように取り組めばよいのかを分かりやすく説明し、個別相談も行います。

参加・相談
無料

オンライン説明会: 29回開催

※オンライン説明会とは、インターネット上で行う説明会です。

会場開催: 17都市で開催

(札幌・東京・名古屋・大阪・福岡など)

詳しくは裏面へ

対象者

事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者・総務担当者など

内容

「なぜ、女性活躍推進が必要なのか」、「取り組むメリット」などを交え、行動計画の策定や行うべき手続き等、女性活躍推進を具体的にどのように取り組めばよいのかをご説明します。

1部 説明会 ～女性活躍推進への取り組み～

1. 女性活躍推進に取り組むメリット
2. 女性活躍推進法に基づいて事業主が行うべき内容及び諸手続き
3. えるぼし認定・プラチナえるぼし認定
4. 女性の活躍推進企業データベースの紹介

2部 個別相談会 (事前予約制)

何でもお気軽に
ご相談ください!



申込方法

「女性活躍推進説明会・相談会2022」専用ホームページより

専用HP: <https://joseikatsuyaku.com/>

LEC女性活躍推進センター

検索

QRコードからも
ご覧いただけます



委託運営: **LEC東京リーガルマインド** 「女性活躍推進センター」

お問い合わせ先は TEL: 0120-982-230 (フリーダイヤル) 平日9時~17時

E-Mail: info@joseikatsuyaku.com

専用HP: <https://joseikatsuyaku.com/>

「2022年度 民間企業における女性活躍促進事業」は厚生労働省より委託を受け、株式会社東京リーガルマインドが運営しています。

女性活躍推進説明会・相談会2022

会場開催 日程

【説明会】14:00～15:30 (受付開始13:30より) 【個別相談会】15:30～16:00

開催日	開催都市	会場
7月20日(水)	広島県 広島市	広島県情報プラザ 第一研修室
7月22日(金)	東京都① 東京	新宿エルタワー 18階
7月26日(火)	愛知県 名古屋市	ウィングあいち 中会議室 1102
7月28日(木)	北海道 札幌市	北海道建設会館 9階 大会議室
8月3日(水)	神奈川県 横浜市	神奈川県中小企業共済会館 601～604
8月10日(水)	大阪府 大阪市	マイドームおおさか 第3会議室
8月17日(水)	宮城県 仙台市	仙都会館 8階 会議室
8月24日(水)	兵庫県 神戸市	神戸市教育会館 404
8月31日(水)	福岡県 福岡市	JRE天神クリスタルビル 大ホール

開催日	開催都市	会場
9月2日(金)	東京都② 東京	新宿エルタワー 18階
9月22日(木)	新潟県 新潟市	新潟テルサ 大会議室
9月27日(火)	静岡県 静岡市	静岡県産業経済会館 大会議室
9月29日(木)	熊本県 熊本市	くまもと県民交流館 会議室 1
10月5日(水)	千葉県 千葉市	千葉商工会議所 第2ホール ABC
10月12日(水)	長野県 長野市	JA長野県ビル 12B 会議室
10月19日(水)	香川県 高松市	サンメッセ香川 中会議室
10月26日(水)	石川県 金沢市	石川県女性センター 大会議室
11月15日(火)	岩手県 盛岡市	アイーナ・いわて 会議室 803

●新型コロナウイルス感染防止のため、各会場ごとに参加人数を制限させていただきますので、ご了承下さい。

オンライン説明会開催 日程

【説明会】14:00～15:30 (入室受付13:45より) 【個別相談会】15:30～16:00

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
		開催日			開催日	
7	8	9	10	11	12	13
		開催日				
14	15	16	17	18	19	20
					開催日	
21	22	23	24	25	26	27
		開催日				開催日
28	29	30	31			
		開催日				

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
		開催日		開催日		開催日
11	12	13	14	15	16	17
		開催日		開催日		
18	19	20	21	22	23	24
		開催日				
25	26	27	28	29	30	
			開催日			

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
						開催日
2	3	4	5	6	7	8
		開催日			開催日	
9	10	11	12	13	14	15
				開催日		
16	17	18	19	20	21	22
				開催日		
23	24	25	26	27	28	29
		開催日		開催日		
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			開催日			
6	7	8	9	10	11	12
		開催日				開催日
13	14	15	16	17	18	19
			開催日			開催日
20	21	22	23	24	25	26
				開催日		
27	28	29	30			
		開催日				

●申込受付後、メールでウェブ会議システムZoomのURLを送付させていただきます。

「女性活躍推進説明会・相談会2022」参加のお申込み・詳細は

専用ホームページへ 専用HP: <https://joseikatsuyaku.com/>

LEC女性活躍推進センター

検索

*お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。

QRコードからも
ご覧いただけます

～女性が活躍する新たなステージへ～

あなたの企業の女性活躍を きめ細やかに支援します！

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等が、2022年4月1日から、常時雇用する労働者数が**101人以上300人以下**の企業にも義務付けられました。女性の活躍を促進することにより、多様な人材の確保、社員のモチベーション向上等、さまざまなメリットが期待できます。是非、アドバイザーによる個別企業支援を活用し、自社の取り組みを進め、女性活躍を促進しましょう！！

専門家による
相談・支援
無料

女性活躍を進めるために、何から始めればよいのか、
どのように取り組めばよいのか、悩んでいませんか？

アドバイザー（社会保険労務士、中小企業診断士等）による
無料の支援サービスをご活用ください。

貴社の女性活躍推進における課題発見をサポートし、
一般事業主行動計画の策定等の支援や、
課題解決・目標達成に向け、アドバイスします。



※【女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）とは】

急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念される中、国民のニーズの多様化やグローバル化に対応するためにも、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保する事が不可欠となっており、女性の活躍の推進が重要と考えられます。このような状況を踏まえ、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する責務等を定めた「女性活躍推進法」が2016年4月から施行され、さらに2022年4月から改正女性活躍推進法が全面施行されています。

女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページもぜひご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

委託運営： **LEC東京リーガルマインド** 「女性活躍推進センター」

お問い合わせ先は

TEL: 0120-982-230（フリーダイヤル） 平日9時～17時

E-Mail: info@joseikatsuyaku.com

お申込みは

LEC女性活躍推進センター

検索

専用HP: <https://joseikatsuyaku.com/>



QRコードからも
ご覧いただけます

「2022年度 民間企業における女性活躍促進事業」は厚生労働省より委託を受け、株式会社東京リーガルマインドが運営しています。

*お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。

アドバイザーによる、相談、個別企業支援

あなたの企業の女性活躍を促進するために、アドバイザーが、きめ細やかに支援します！

女性が活躍できる企業にしたい、えるぼし認定を取りたい、そのために何から始めたら良いのか、具体的にどのように取り組めば良いのか悩んでいる経営者や人事労務担当者の皆様に支援します。

対象企業

- 女性活躍を促進するための取り組みが進まない、専門知識やノウハウが不足している等課題を抱えている企業
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定やえるぼし認定・プラチナえるぼし認定の取得を検討している企業

支援の流れ

- 1 HPよりお申込み。アドバイザーを選定し、貴社に派遣します。
- 2 専任のアドバイザーが、Zoomなどのオンラインを中心とし、電話・メール・訪問などにより、概ね5回までの支援を行います。

具体的な支援内容

(これから「一般事業主行動計画」を策定する企業様向け)
策定支援

女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、目標設定等についてアドバイスを行い、一般事業主行動計画の策定を支援します。

(すでに「一般事業主行動計画」を届出済の企業様向け)
課題解決支援

行動計画策定後の貴社の課題や、目標達成に向けた取組推進などについて、具体的なアドバイスで支援します。

1. ヒアリングの実施（状況や課題の把握）
2. 女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、行動計画策定、届出、公表についてのアドバイス
3. 目標に向けた取り組みや女性活躍の課題解決に向けたアドバイス
4. 認定取得（えるぼし・プラチナえるぼし）に係る内容や諸手続き等についてのアドバイス

一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得すると
こんなメリットが期待できます。



えるぼし・プラチナえるぼしとは

女性活躍推進法により一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

